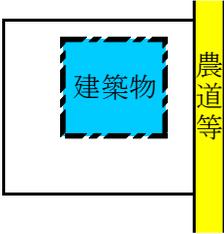
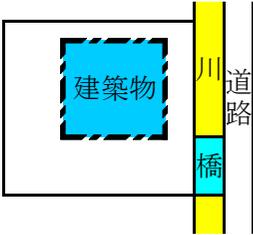


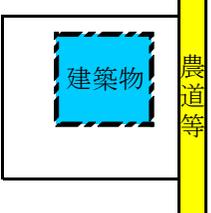
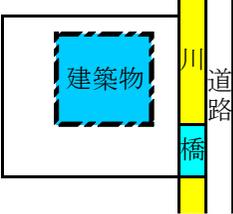
(第 1 号議案関係)

資 料 2

【改正案】

- P1 . . . 法第43条第2項第1号による認定基準【参考】
- P2 . . . 法第43条第2項第2号による同意基準（会長専決基準）別紙抜粋
- P3 . . . 法第43条第2項第2号による同意基準（包括同意基準）別紙抜粋
- P4～P5 . . . 法第43条第2項第2号による同意基準（会長専決基準）
- P6 . . . 法第43条第2項第2号による同意基準（包括同意基準）
- P7～P8 . . . 松江市建築審査会運営規定

省令第10条の3(3項)	適用建築物	特定行政庁認定基準			
		交通上	安全上	防火上	衛生上
<p>1、敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物であること。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・港湾道路 ・農道整備事業、土地改良事業等による道路 ・河川、海岸の管理用道路等 	<p>(1)延べ面積が200㎡以内の一戸建ての専用住宅 建築基準法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡以内のもの。 ※法第43条第3項の条例(島根県建築基準法施行条例第6、8、9条)の適用を受ける建築物を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令第144条の4第1項第1号(とおり抜け又は転回広場)、第3号(砂利敷等)、第4号(縦断勾配)に規定する基準に適合。 ・空地の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公共機関が管理するものであること ⇄ 以外は個別審査とする。 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・空地を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<p>2、敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・開渠水路、暗渠式水路 ・里道等 	<p>(1)延べ面積が200㎡以内の一戸建ての専用住宅 建築基準法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途以外の用途で延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡以内のもの。 ※法第43条第3項の条例(島根県建築基準法施行条例第6、8、9条)の適用を受ける建築物を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。 ・占用許可等が得られていること。 	同左	支障なし	<ul style="list-style-type: none"> ・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
<p>運用</p> <p>① 里道が道路と一体的に利用されているときは当該部分を道路区域と見なし、通常の確認申請で対応する。</p> <p>② 暗渠水路に接しているときは、当該部分を道路区域とみなし、通常の確認申請で対応する。</p>					

		適用建築物	特定行政庁許可基準			
			交通上	安全上	防火上	衛生上
基準 2	省令第10条の3(4項2号) 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道 (幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物である こと。	(2)共同住宅及び長屋 住宅 【適用建築物A】 共同住宅及び階数が3 以上又は延べ面積(同 敷地内に2以上の建築物が ある場合においては、その延 べ面積の合計)が500㎡を 超える長屋 ※道を敷地に接する道 路とみなし、島根県建 築基準法施行条例第 6、8、9条の規定に適合 すること。	・令第144条の4第1項 第1号(とおり抜け又は 転回広場)、第3号(砂 利敷等)、第4号(縦断 勾配)に規定する基準 に適合。 ・空地の維持管理、通 行上の使用について管 理者と協議がなされて いること。 ・公共機関が管理する ものであること ↑ 以外は個別審査とす る。	同左	同左	・空地を前面道路とみ なし、道路斜線制限及 び容積率の規定に適 合すること。 ・雨水、汚水排水の処 理のための施設が確保 されていること。
	 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾道路 ・農道整備事業、土地改良 事業等による道路 ・河川、海岸の管理用道路 等 					
基準 3 ①	省令第10条の3(4項3号) 敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類 するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を 接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること	(2)共同住宅及び長屋 住宅 【適用建築物A】 共同住宅及び階数が3 以上又は延べ面積(同 敷地内に2以上の建築物が ある場合においては、その延 べ面積の合計)が500㎡を 超える長屋 ※道を敷地に接する道 路とみなし、島根県建 築基準法施行条例第 6、8、9条の規定に適合 すること。	・橋等の構造、形態等 が通行に支障がないこ と。 ・占用許可等が得られ ていること。	同左	支障なし	・通路が接続する道路 を前面道路とみなし、 道路からの道路斜線制 限及び容積率の規定 に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処 理のための施設が確保 されていること。
	 <ul style="list-style-type: none"> ・開渠水路、暗渠式水路 ・里道等 					

		適用建築物	特定行政庁許可基準				
			交通上	安全上	防火上	衛生上	
基準 2	省令第10条の3(4項2号)	<p>・港湾道路 ・農道整備事業、土地改良事業等による道路 ・河川、海岸の管理用道路等</p>	<p>(4) 共同住宅及び長屋住宅を除く建築物 【適用建築物B】 ・法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途の建築物 ・島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の適用を受ける建築物 ・延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡を超える建築物 ※会長専決を除く ※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、7、9条の規定に適合すること。</p>	<p>交通上 ・令第144条の4第1項第1号(とおり抜け又は転回広場)、第3号(砂利敷等)、第4号(縦断勾配)に規定する基準に適合。 ・空地の維持管理、通行上の使用について管理者と協議がなされていること。 ・公共機関が管理するものであること ↑ 以外は個別審査とする。</p>	同左	同左	<p>衛生上 ・空地を前面道路とみなし、道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。</p>
	敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4m以上のものに限る。)に2m以上接する建築物であること。						
基準 3 ①	省令第10条の3(4項3号)	<p>・開渠水路、暗渠式水路 ・里道等</p>	<p>(4) 共同住宅及び長屋住宅を除く建築物 【適用建築物B】 ・法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途の建築物 ・島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の適用を受ける建築物 ・延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡を超える建築物 ※会長専決を除く ※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、7、9条の規定に適合すること。</p> <p>運用 ① 里道が道路と一体的に利用されているときは当該部分を道路区域と見なし、通常の確認申請で対応する。 ② 暗渠水路に接しているときは、当該部分を道路区域とみなし、通常の確認申請で対応する。</p>	<p>橋等の構造、形態等が通行に支障がないこと。 ・占用許可等が得られていること。</p>	同左	支障なし	<p>・通路が接続する道路を前面道路とみなし、道路からの道路斜線制限及び容積率の規定に適合すること。 ・雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。</p>
	敷地と道路との間に1mを超える河川、運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路に有効に接する建築物であること						

建築基準法第43条第2項第2号による同意基準（会長専決同意基準）

平成17年 4月27日

松江市建築審査会承認

平成31年 1月17日改正

松江市建築審査会承認

令和6年 7月 9日改正

松江市建築審査会承認

（目的）

第1 この基準に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号及び同法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとき、松江市建築審査会会長の専決を受けることをもって、同建築審査会の同意を得たものとみなし、許可することができるものとする。

（適用の原則）

第2 都市計画区域内における建築物の敷地は、法第43条の規定により法第42条に規定される道路に2m以上接することが基本である。

したがって、明らかに法第43条第2項第2号及び省令第10条の3の規定に適合する場合に本基準を適用するものとする。

（基準）

第3 次のいずれかに該当するものとする。

- その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。

（省令10条の3 第4項第1号）

【基準1】

公園等に面した敷地の場合

- ① 公園等の面積が300㎡以上で道路に4m以上有効に接していること。
- ② 敷地から公園等を通して、道路まで通行上支障のない通路が確保されていること。
- ③ 公園等が道路に接していない場合は、面積が1,000㎡以上あり一時滞留のための空地を有すること。
- ④ 公園等の維持管理、通行上の使用について管理者との協議がなされていること。
- ⑤ 公園等の管理者が公共機関であること。
- ⑥ 容積率は、公園等を前面道路とみなして算定すること。

- ⑦ 道路斜線については、公園等を前面道路とみなした制限とする。
- ⑧ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑨ 建築物の用途は、専用住宅（新築を除く）とする。ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が 50 m²以内かつ延べ面積の 1/2 未満である場合は認める。

- その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4m 以上のものに限る）に 2m 以上接する建築物であること。（省令 10 条の 3 第 4 項第 2 号）

【基準 2】

- ① 敷地が、幅員 4m 以上の農道整備事業・土地改良事業等による道路、港湾道路又は河川・海岸の管理用道路等に 2m 以上有効に接していること。ただし、~~島根県建築基準法施行条例第 6 条、第 7 条及び第 9 条（以下「県条例」という。）に該当する建築物の場合は、この限りでない。~~

※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第 6、8、9 条の規定に適合すること。

- ② 上記の道の構造が、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 144 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する基準に適合していること。
- ③ 道の管理者が公共機関であること。
- ④ 道の維持管理、通行上の使用について管理者との協議がなされていること。
- ⑤ 容積率は、道を道路とみなして最小幅員により算定すること。
- ⑥ 道路斜線については、道を前面道路とみなした制限とする。
- ⑦ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑧ ~~建築物の用途~~適用建築物は、共同住宅及び階数が 3 以上又は延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 500 m²を超える長屋住宅とする。

- その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。（省令 10 条の 3 第 4 項第 3 号）

【基準 3－①】

敷地と道路の間に河川・運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅 2m 以上の通路。

- ① 敷地が、占用橋等で道路に 2m 以上有効に接していること。ただし、~~県条例に該当する建築物の場合は、この限りでない。~~

※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第 6、8、9 条の規定に適合すること。

- ② 占用する部分について管理者の許可等が得られていること。
- ③ 容積率は、通路が接続する道路を前面道路とみなして最小幅員により算定すること。
- ④ 道路斜線については、通路が接続する道路を前面道路とみなした制限とする。
- ⑤ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑥ ~~建築物の用途~~適用建築物は、共同住宅及び階数が3以上又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500㎡を超える長屋住宅とする。

- その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。（省令10条の3 第4項第3号）

【基準3-②】

敷地内及びこれらに隣接する土地の区域内にある幅員4m以上の通路。

- ① 敷地が、学校・神社・寺院等の敷地、堤防敷き又は道路位置指定基準に一部不適な道に2m以上接していること。
- ② 上記の敷地・通路等の構造が、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項第1号、第3号及び第4号に規定する基準に適合していること。
- ③ 敷地・通路等の管理者が公共機関であること。
- ④ 敷地・通路等の維持管理、通行上の使用について管理者との協議がなされていること。
- ⑤ 容積率は、敷地・通路等を前面道路とみなして算定すること。
- ⑥ 道路斜線については、敷地・通路等を前面道路とみなした制限とする。
- ⑦ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑧ 適用建築物は、専用住宅（新築を除く）とする。ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が50㎡以内かつ延べ面積の1/2未満である場合は認める。

- その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。（省令10条の3 第4項第3号）

【基準3-③】

敷地内及びこれらに隣接する土地の区域内にある幅員4m未満の通路。（幅員1.8m以上の通路）

- ① 通路が不特定多数の利用に供されていること。
- ② 通路の中心から2m後退位置を敷地境界線（通路後退線）とすること。

- ③ 通路後退線を超えて建築物を建築しないこと。
- ④ 通路の両端が道路又は避難上支障のない公園、広場等に接続していること。
- ⑤ 通路境界線と通路後退線との間の敷地を空地として維持又は許可後速やかに確保する旨の誓約書を添付すること。
- ⑥ 屋根を不燃材で造り又は葺き、かつ通路の中心線又は隣地境界線から延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏は防火構造とすること。
- ⑦ 道路斜線については、通路後退線の通路側に幅員 4m の前面道路があるものとみなした制限とする。
- ⑧ 容積率については、通路後退線の通路側に幅員 4m の前面道路があるものとみなして算出すること。
- ⑨ 後退敷地は、敷地面積に算入しないこと。
- ⑩ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑪ 適用建築物は、法 4 3 条許可制度施行の際に、既にただし書を適用した建築物がある通路沿いに建築された専用住宅（新築を除く）とする。ただし、住宅以外の部分を有するときは、当該部分の床面積の合計が 50 m² 以内かつ延べ面積の 1/2 未満である場合は認める。

- その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。 （省令 10 条の 3 第 4 項第 3 号）

【基準 3-④】

敷地内及びこれらに隣接する土地の区域内にある幅員 4m 以上の通路。

- ① 適用建築物は、法 4 3 条許可制度施行の際に、既にただし書を適用した通路沿いに建築された建築物（新築を除く）とする。
- ② 上記の敷地・通路等の構造が、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 1 4 4 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する基準に適合していること。
- ③ 敷地・通路等の管理者が公共機関であること。
- ④ 敷地・通路等の維持管理、通行上の使用について管理者との協議がなされていること。
- ⑤ 容積率は、敷地・通路等を前面道路とみなして算定すること。
- ⑥ 道路斜線については、敷地・通路等を前面道路とみなした制限とする。
- ⑦ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑧ 通路を前面道路とみなし、2m 以上接し、かつ島根県建築基準法施行条例に適合させること。

建築基準法第43条第2項第2号による同意基準（包括同意基準）

平成18年 3月31日

松江市建築審査会承認

平成31年 1月17日改正

松江市建築審査会承認

令和6年 7月 9日改正

松江市建築審査会承認

（目的）

第1 この基準に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号及び同法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3の規定に基づき、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたととき、松江市建築審査会会長の専決を受けることをもって、同建築審査会の同意を得たものとみなし、許可することができるものとする。

（適用の原則）

第2 都市計画区域内における建築物の敷地は、法第43条の規定により法第42条に規定される道路に2m以上接することが基本である。

したがって、明らかに法第43条第2項第2号及び省令第10条の3の規定に適合する場合に本基準を適用するものとする。

（基準）

第3 次のいずれかに該当するものとする。

- その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る）に2m以上接する建築物であること。（省令10条の3 第4項第2号）

【基準2】

① 敷地が、幅員4m以上の農道整備事業・土地改良事業等による道路、港湾道路又は河川・海岸の管理用道路等に2m以上有効に接していること。~~ただし、島根県建築基準法施行条例第6条、第7条及び第9条（以下「県条例」という。）に該当する建築物の場合は、この限りでない。~~

※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、7、9条の規定に適合すること。

② 上記の道の構造が、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項第1号、第3号及び第4号に規定する基準に適合していること。

③ 道の管理者が公共機関であること。

- ④ 道の維持管理、通行上の使用について管理者との協議がなされていること。
- ⑤ 容積率は、道を道路とみなして最小幅員により算定すること。
- ⑥ 道路斜線については、道を前面道路とみなした制限とする。
- ⑦ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑧ 適用建築物は以下の建築物とする。
 - ・法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途の建築物
 - ・島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の適用を受ける建築物
 - ・延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡を超える建築物
 ※会長専決同意基準が適用される建築物を除く。

- その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。(省令10条の3 第4項第3号)

【基準3-①】

敷地と道路の間に河川・運河その他これらに類するものが存在する場合であって、当該敷地と道路との間を接続する幅2m以上の通路。

- ① 敷地が、占用橋等で道路に2m以上有効に接していること。~~ただし、県条例に該当する建築物の場合は、この限りでない。~~
 - ※道を敷地に接する道路とみなし、島根県建築基準法施行条例第6、7、9条の規定に適合すること。
- ② 占用する部分について管理者の許可等が得られていること。
- ③ 容積率は、通路が接続する道路を前面道路とみなして最小幅員により算定すること。
- ④ 道路斜線については、通路が接続する道路を前面道路とみなした制限とする。
- ⑤ 雨水、汚水排水の処理のための施設が確保されていること。
- ⑥ ~~建築物の用途は、共同住宅及び長屋住宅以外とする。~~
 - 適用建築物は以下の建築物とする。
 - ・法別表第1(イ)欄(1)項に掲げる用途の建築物
 - ・島根県建築基準法施行条例第6、8、9条の適用を受ける建築物
 - ・延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が500㎡を超える建築物
 ※会長専決同意基準が適用される建築物を除く。

松江市建築審査会運営規定

松江市建築審査会

(総則)

- 1 松江市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び松江市建築審査会条例（平成 17 年松江市条例第 331 号）によるほか、この規定の定めるところによる。

(書面会議の要件)

- 2 会長は次の各号をすべて満たすものに限り、書面会議の実施をもって松江市建築審査会条例第 4 条に規定する会議の開催に代えることができる。
 - (1) 書面会議による開催がやむを得ないこと。
 - (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。

(書面会議の実施)

- 3 書面会議は、次の各号により実施する。
 - (1) 会長は、議事の内容を明らかにした議案集、議事に対する委員の意見・賛否を明らかにする採択回答書並びにその他書面会議の実施に必要な資料を、全委員に送付しなければならない。
 - (2) 会長は、委員が採択回答書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。
 - (3) 書面会議は、期日内に委員の過半数からの返信をもって開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
 - (4) 書面会議は 1 議案毎に承認の可否を明らかにするように実施し、委員の署名のないものは無効とする。
 - (5) 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - (6) 会長は書面会議の議事録を調整し、全委員に報告しなければならない。
 - (7) 会議の傍聴は、書面会議のため行わない。

(会長の専決による議決及び包括同意)

- 4 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定、第 44 条第 1 項第 2 号の規定による同意を行う場合においては、あらかじめ審査会の承認を受けた次の基準に適合するものにあつては、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 会長専決基準 松江市建築審査会会長の専決により、審査会の議決を得たものとして、同意を行うことができる。

(2) 包括同意基準 審査会の同意を得たものとして取り扱うことができる。

(報告)

- 5 松江市長は、前項の規定により同意を得て許可したものについては、直近に開催される審査会又は次年度当初に開催される審査会において、当該許可の概要について報告しなければならない。

(事務局による事前審査)

- 6 引火性溶剤を用いるドライクリーニング事業を営む、違反の判明した工場で、建築基準法第48条第1項から第10項ただし書きの規定及び第15項の規定による同意を行う場合においては、あらかじめ審査会の承認を受けた次の項目については、事務局で事前に審査を行うことができる。

(事務局による用途地域内の建築制限に関する許可基準に基づく事前審査)

- 7 建築基準法第48条第1項から第14項ただし書きの規定及び第15項の規定による同意を行う場合においては、あらかじめ審査会の承認を受けた次の項目については、事務局で事前に審査を行うことができる。

附 則

この規定は、平成17年4月27日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年1月17日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年7月9日から施行する。

松江市建築審査会運営規定第 4 項に規定する会長専決基準及び包括同意基準は、次のとおりとする。

1 会長専決基準

別紙、基準 1、基準 2 (適用建築物 A)、基準 3-① (適用建築物 A)、基準 3-②、基準 3-③、基準 3-④とする。

2 包括同意基準

別紙、基準 2 (適用建築物 B)、基準 3-① (適用建築物 B) とする。

平成 18 年 3 月 31 日第 9 回 松江市建築審査会承認
平成 31 年 1 月 17 日第 45 回 松江市建築審査会承認
令和 6 年 7 月 9 日第 52 回 松江市建築審査会承認

松江市建築審査会運営規定第 6 項に規定する事務局による事前審査項目は、次のとおりとする。

別紙「引火性溶剤を用いるドライクリーニング事業を営む工場の建築基準法第 48 条第 1 項から第 10 項ただし書きにおける安全性に関する事前審査事項」のとおり

平成 22 年 11 月 24 日第 27 回 松江市建築審査会承認

松江市建築審査会運営規定第 7 項に規定する事務局による用途地域内の建築制限に関する許可基準に基づく事前審査項目は、次のとおりとする。

別紙「建築基準法第 48 条ただし書きによる建築許可基準」のとおり

平成 25 年 10 月 25 日第 34 回 松江市建築審査会承認